

別添1

中間検査実施基準

(目的)

第1 この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階における施工状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とし、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け 局総第373号副出納長通達）及び北海道水産林務部請負工事検査方法書に基づく、中間検査の実施に必要な事項を定める。

(対象工事及び実施時期の指定)

第2 中間検査の対象工事及び実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。
2 前項以外で、中間検査が必要と認められる場合は、工事監督員は支出負担行為担当者に検査の実施について要請できるものとする。

(対象工事)

第3 中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 構造物に欠陥があることで重大な管理上のかしが予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、施工部分が水中又は地中に没する等により、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事
なお、対象工事の個別取扱いについては、別添2「中間検査実施基準の運用について」を参考に決定するものとする。
(2) 支出負担行為担当者が必要と認めた工事

(検査実施日)

第4 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。
2 工事監督員は、受注者からの報告後、速やかに支出負担行為担当者に中間検査上申書を提出するものとする。
3 支出負担行為担当者は、工事監督員からの上申に基づき、検査員を指定し、中間検査実施可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

(関係資料の準備)

第5 工事監督員及び請負人は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。
(1) 契約図書（契約書、設計図書）
(2) 施工計画書
(3) 工事施工協議簿
(4) 立会・段階確認資料
(5) 品質管理資料（材料承諾願い、品質試験成績表、搬入材料受払簿、品質管理図表、社内検査実施報告書）
(6) 出来形管理資料（出来形管理図表）
(7) 中間検査時での出来形図
(8) 工事写真（イメージアップ状況も含む）
(9) 中間検査出来形数量調書
(10) その他資料（安全訓練等実施状況報告書、工事旬報、建設副産物、現場発生品、支給材料等）
2 前項の関係資料の内、中間検査出来形数量調書を検査員に提出するものとする。

(でき形部分等検査との関係)

第6 中間検査の内容ができ形部分等検査に含まれる場合には、中間検査を省略することができるものとする。

別添 2

中間検査実施基準の運用

(対象工事個別事例)

対象工事及び実施時期については、次表を参考とするものとする。

なお、中間検査の対象工事が分割施工で繰り返し行われることが想定される場合には、最初の工程を中間検査の対象とし、技術的指導に基づき施工管理及び品質管理方法を確立し、それ以降は工事監督員の段階確認を活用する等、効率的に対応するものとする。

工 事	内 容	実 施 時 期
基礎工事	重要構造物の基礎工	基礎工完了時
橋梁工事	ア) 同一工事で、下部工と上部工を施工する場合 イ) 桁製作から架設までを行う橋梁上部工	下部工完了時 床版打設前、ポステン桁の完成時、場所打ちコンクリート床版のコンクリート打設前
鋼橋工事	同一工事で、工場製作から設置までを行う場合	鋼橋等、製作工場における製作及び仮組の完了した時
舗装工事	同一工事で、路盤工と舗装工を施工する場合	路盤工完了時
堤体及び消波工事	同一工事で、ケーソン、鋼製函及び各種コンクリートブロック（異形ブロックを含む）の製作と据付を行う場合	ケーソン、コンクリートブロック据付前※
コンクリート吹付工事と他工種の併用	コンクリート吹付工事の施工により他工種の確認が困難となる工事	コンクリート吹付け前
漁場工事	同一工事で、各種ブロック（組立魚礁、鋼製魚礁等を含む）の製作と沈設を行う場合	ブロック沈設前※
その他	ア) 積雪量が多く、完成検査時、現地確認が困難となるおそれがある工事 イ) 事業担当課が別途指定する工事	積雪前 適宜

(※水産土木工事における留意事項)

第13に規定する工事施工成績の評定は、ブロック製作が終了した時点で中間検査を合格した時に行うこととする。

また、水産土木工事において工程の都合からブロックの製作途中で沈設する場合は、初回沈設前に中間検査を実施し、施工管理及び品質管理方法に問題ない場合は、それ以降、工事監督員の段階確認や立会報告等の書面資料等を利用し、最終ブロックの製作が終了した時点で中間検査を行い、これらを通して、ブロック製作工の中間検査を実施したものとして評定を行う。

なお、初回沈設前等の中間検査の際に合格しない場合は、各規定による処理を行うこと。

また、品質管理上ブロック製作途中で中間検査を行った場合も同様に扱う。